



ふくろうニュース

特定非営利活動法人 消費者ネット広島 会報

第15回定時総会・記念講演のご案内

No.34
2017.5.2
発行

第15回定時総会及び記念講演を下記の通り開催いたします。

今回の総会での記念講演は、消費生活相談員の生水裕美(しょうずひろみ)氏に悪質商法を防ぐための先進的な取組みについて講演いただきます。

会員の皆様には、是非ともご参加いただきますようご案内申し上げます。

記

■日時：2017年6月24日(土) 14:00～16:20

■場所：広島弁護士会館 3階大会議室(RCC 中国放送前)
(広島市中区上八丁堀 2-73 TEL:082-228-0230)

◇記念講演 14:00～15:10

「悪質商法を防ぐために地域で取り組む」

講師 消費生活相談員

生水 裕美(しょうず ひろみ)氏

◇休憩 15:10～15:20

◇総会 15:20～16:20

議事 第1号議案 2016年度事業報告ならびに活動決算承認の件

第2号議案 2017年度事業計画ならびに活動予算案決定の件

第3号議案 役員選任の件



第14回定時総会の様子

※参加申込等、詳しくは「第15回定時総会開催案内」を5月中旬に送付します。

リレーエッセイ 「ボケない秘訣」

理事 寺本 ひとみ

健康本のようなタイトルで恐縮ですが、我が父親は90歳、ようやく運転免許を返納しました。年齢による物忘れなど老化現象はみられますが、田舎の一人暮らしをエンジョイしています。70代半ばで母が亡くなり、世間では男やもめにウジがわくとありますが、反対に益々元気になりました。母の介護から解放され自由に行動できるようになったのが、その理由のようです。実家はリビングやキッチン回りもそれなりに小奇麗に整頓されています。以前、男の料理教室で習ったという手打ちうどんを自ら作り、具材7種類の煮し

め、ハウレン草の胡麻和え、大根の酢の物は常備食でいつも作り置きしています。魚は丸ごと一匹買い。自分で捌いて煮つけや天ぷらにするなど、私より食事作りに熱心です。「誰もするもんがおらんけ、自分でするしかないじゃろ」が口癖。花作りに精を出し、近所のご婦人方に差し上げ、実家は後家さんたちのたまり場？（高齢男性が少ないので後家さんにモテる）になっています。カタカナ用語辞典、電子辞書が必需品で、知らない言葉に出くわすと必ず調べていますが、調べた端から忘れるというはご愛敬・・・。

さて、新聞や折り込みチラシでは連日、健康食品広告で花盛り。それも全面を使っています（広告費が大変！さぞかし儲かっているのだろう）。尿漏れ、薄毛、膝痛に効くなど・・・。高齢者人口が増え、益々その需要は高まり、藁にもすがる思いで購入されるのでしょうか。消費生活センターでも、「効果があるのだろうか」「効果が感じられないので返品したい」などの相談が連日寄せられています。高齢者の皆さん、かなりの金額を健康食品に費やしているのでしょうか・・・。実は、実家には健康食品の類が一つもなく、飲んだことがないと言うのが、これも父の口癖です。

【ボケない秘訣3か条 ～我が家の父親から言えること～】

- ①多種類の材料を使い、バランスを考えて食事を作る
- ②老人会や旅行、飲み会など積極的に参加し、みんなと一緒に遊ぶ
- ③TVニュースや新聞を読み、いつも世の中の動きに関心を持つ



何の変哲もない、ありきたりの3か条で申し訳ないのですが、ささやかな年金生活でも、心の持ち方次第で健康長寿を保てる様です。高齢者といってもまさしく人それぞれ、一括りには出来ません。そんな父親のDNAを受け継いだはずの私ですが、連日、相談者の苦情にへトへト、よれよれ、思わずビタミン剤に手が伸びてしまいます。トホホ。

消費者ネット広島では、新年度も高齢者の被害を防ぐために様々な活動に取り組みます。福祉や町内の方など見守る側の「気づき」と「つなぐ」で連携し、被害を最小限に食い止めましょう。私も皆さまのお役に立てるよう、安心して暮らしていけるよう、活動を継続してまいります。これが私自身の「ボケない秘訣」かもしれません。

適格消費者団体連絡協議会に出席しました

理事 長井 貴義



3月4日(土)・5日(日)に、名古屋国際会議場で開催された、第22回適格消費者団体連絡協議会に出席してきました。

この協議会は、全国の適格消費者団体と、適格消費者団体を目指している消費者団体が、年2回各地を転戦して集まるものです。今回は、全国各地の20を超える団体から、100名近い参加者がありました。

数年前にも参加したことがありますが、そのころはまだ会議の規模もこれほど大きいものではなく、出席した各団体がそれぞれ活動報告をする牧歌的な風情に多くの時間が割かれていました。

しかしながら、規模も大きくなった今回は、各団体から口頭で報告を受けてはそれだけで半日の会議日程が終了してしまうという判断なのでしょう、各団体からは書面の報告のみに代えられていました（そのせいもあって資料は非常に大部で、遠路持ち帰るのには・・・）。

そのため、会議はすぐに議論すべき課題に入りました。以下に主なものを掲げます。

差止訴訟の関係では、①広告が消費者契約法4条1項1号で契約取消の対象となる「勧誘」にあたりうるとしたクロレラ訴訟（京都消費者契約ネットワーク）の最高裁判決の報告、②消費者契約法9条1号により契約条項が無効となる限度の「平均的損害」をどうとらえるかについての裁判例は問題が多いから、消費者契約法の改正が必要であること、など最先端の問題について最先端の議論がされました。

また、団体運営に関する問題として、①ジャニーズのファンクラブの規約について申し入れをした消費者被害防止ネットワーク東海（名古屋）のホームページが2度もサーバーダウンをしたため、新たに導入される集団被害回復裁判手続では、マスコミで紹介されたときにアクセスが殺到しないか懸念されることや、②活動資金強化の取り組みに関連して、当ネットの宗山事務局長が、受託事業における苦勞を報告しました。

さらに、新たに導入された集団被害回復裁判手続を担うには、現在の適格消費者団体が、さらに財政基盤等についての審査を受けて特定適格消費者団体として認定される必要があるところ、第1号として昨年12月27日付で認定を受けた消費者機構日本（東京）から、申請の書面の内容の報告や、今後続く団体へのアドバイスがありました。

なお、後日談ですが、消費者支援機構関西（大阪）が、3月31日付で特定認定の申請を行ったとのことです。

このような協議会ですが、前述のように各地を転々として開催されているところ、2018年9月には、久方ぶりにこの広島で開催される予定となっています。

2016年度 第1回相談員学習会・情報交換会報告

正会員 石原 福子

日時： 2017年3月8日（水） 17:30～19:00

場所： 広島市消費生活センター研修室（アクア広島センター街9階）

講師： 公正取引委員会中国支所 取引課 取引第一係長 渡邊研二 氏

テーマ： 景品表示法全般の講義・質疑応答

参加者： 相談員16名

◆講師挨拶： P I O—N E Tを見る機会があるが、相談員さんが日々大変な相談を受けていると感じている。消費者からの相談のうち景品表示法（以下「法」という。）に関するものは、中国支所や各県担当課、消費者庁等に情報提供してほしい。相談や苦情は「表示」について多いと思うので今日は主に「表示」について説明させていただこうと思う。

◆講義内容： 消費者庁の行った措置命令件数は平成25年度をピークに減少している。有名ホテルの食材偽装表示事件など1件の事件で複数社に命令することがあるので事件件数と命令件数は一致しない。法は「一般消費者の利益を保護することを目的とする。」と定めている。具体的には「一般消費者がその表示で合理的な選択ができるか」を基準にみていくことになる。

「表示」・・・「事業者が自己の商品・役務の取引に関する事項について行う広告」であり媒体は問わない。消費者の判断材料になるものは表示でありセールストークも表示である。

「優良誤認」「有利誤認」・「誤認」とは消費者が表示から受ける印象・認識と実際の商品・役務との差（乖離・ギャップ）が生じることをいう。

「不実証広告規制」・消費者庁は商品・役務の効果・効能に優良誤認表示の疑いがあれば、事業者に表示の根拠を示す資料の提出を求めることができる。期限までに提出されない、提出されても合理的なものとして認められない場合は「不当表示」（優良誤認）とみなす。

◆主な質疑応答

Q:ふるさと納税で産地を偽った返礼品を贈った自治体があったが不当表示にあたるか。

A:ふるさと納税で消費者と自治体との間に取引が発生しているか、返礼品が取引の対象といえるかを考える必要がある。無料の場合や取引が発生していない場合は法の適用がない。

Q:健康食品のCMでは体験者が誇大に商品の良さをアピールしている。必ず小さく「個人の感想です。」と入れているが、これを入れていれば誇大な表現をしても不当表示とはならないのか。

A:個人の感想とうたっている、文字の大きさ、全体のCMの印象などによっては不当表示の可能性もある。

Q:リサイクルショップが高額買取りをアピールしながら実際は消費者の思った価格より安価で買い取っているのは不当表示か。

A:消費者は売る側なので、不当表示ではないと考えられる。

◆感想:「広告の内容と違う、これは詐欺だ。」と消費者の苦情をきくことはよくある。相談員として丁寧に広告内容を見ることと、専門家の意見を聞く重要性を感じた学習会だった。



高齢者等の見守り体制整備支援事業の取組み

事務局長 宗山 隆幸

近年増加傾向にある高齢者の消費者被害を防止するためには、高齢者自身に対しての啓発や消費生活相談窓口の周知とともに、高齢者等に接する機会が多い民生・児童委員や介護関係者等高齢者を見守る立場の人に対し、消費者被害に関する情報、知識を提供し、高齢者の被害に気づき、相談に繋げていくことができるようにすることが有効である。

消費者ネット広島は、広島県から委託を受けて、広島県内の市町と共同で見守る立場の人向けの見守り研修を2010年から2015年の6年間に県内43か所で実施し、2,532名の方に参加いただいた。

他方、2013年10月からは、高齢者と身近に接する方等を対象に最新の消費者被害の情報や見守りのポイントなどを発信する「見守りねっとメルマガ」の配信を開始し、現在は1,750名の方に登録いただいている。



2016年度は、高齢者を見守る立場の人を情報面から継続的にサポートし、また、地域での活動を円

滑に行ってもらうため、市町を中心とした見守りネットワークの構築に向けた支援を3市町で行なった。

具体的には、①福祉部門と連携した「高齢者の見守り研修会」を開催し、消費者被害防止のためのネットワーク充実を図った。

②「消費者啓発講演会」を開催し、地域での見守り活動の紹介などを通して他地域への波及を狙った。

③福祉部門と連携して「見守りサポーター研修会」を開催し、既存の見守り活動の中に消費者被害防止の視点を加える必要性を伝えた。

見守りネットワーク構築に向けての道筋はできたように思う。



川柳

広島 東竜

選杖肢

すべてあるとて

九条かくす

ヤベ首相

一〇〇パーセントの

子分ぶり

演習に

相手の分だけ

報道し

政米の

極右の伸びは

何示す

皆様からの

投稿をお待ちしています

この間の主な取組みなど

平成28年度消費者フォーラム in かがわ(1/20)

第22回適格消費者団体連絡協議会(3/4～3/5)

相談員との学習・情報交換会開催(3/8)

第10回検討委員会(1/23) 第11回検討委員会(2/15) 第12回検討委員会(3/21)

第10回理事会(1/26) 第11回理事会(2/27) 第12回理事会(3/31)

第4回啓発委員会(2/7)

第2回特定認定PT(1/18) 第3回特定認定PT(3/21)

2017 年度会費納入のお願い

消費者ネット広島の活動は、会員の皆様の会費と寄付を基本財源としております。
当法人の会費は「年度会費」として、毎年年度初めに皆様に納入をお願いしております。
引き続き、皆様のご支援をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

<年度会費>

- ★正会員 ※総会での議決権あり
 - 個人会員 2000円
 - 団体会員 5000円
- ★賛助会員 ※総会での議決権なし
 - 個人会員 1000円
 - 団体会員 3000円

◎振り込みご希望の方◎

同封の振り込み用紙にて、最寄りの郵便局で振り込みをお願いします。

手数料は当法人が負担

◎登録内容の変更。退会について◎

すでに会員登録されている皆様で、住所の変更や会員の種類(正会員または賛助会員)の変更、および退会については、下記の事務所までご連絡下さい。

情報提供をお願いします

適格消費者団体として事業者への改善申入れを行う活動の源は、皆さんからの情報提供です。

消費者トラブルに関する情報受付を、**毎週水曜日と金曜日の14時から16時**については、**弁護士・司法書士等の専門相談員による電話受付**を行っています。

※その他の平日、14時～17時は事務局が対応しております。

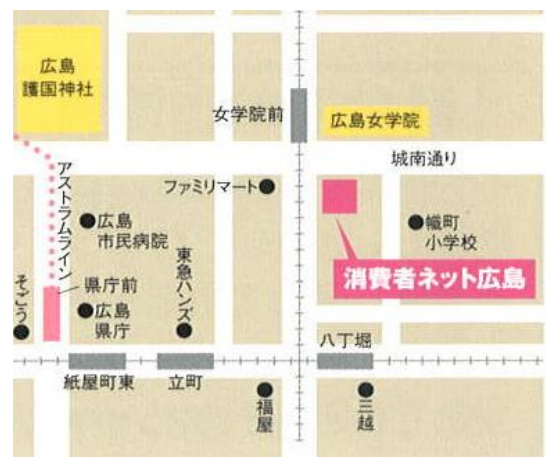
情報収集が目的ですが、内容によっては解決に参考になるアドバイスも行います。

皆様からの情報提供をお待ちしております。



●事務所はこちらです。

会員どうしの「オシャレひろば」にお気軽に、お越しください。



(みはる&まろう)

内閣総理大臣認定 特定非営利活動法人 **消費者ネット広島**

〒730-0017 広島市中区鉄砲町1番20号 第3ウエノヤビル 3階 D号室

TEL: 082-962-6181 FAX: 082-962-6182

HP: <http://www.shohinet-h.or.jp/>